

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、河川付近の商業地区において、最大1mの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、曲田山及び三熊山で地滑り等土砂災害が生じる恐れがある。

(地震：J-SHIS)

今後30年間で70～80%以上の確率で、マグニチュード8～9クラスの巨大地震が発生すると言われている。

(津波：ハザードマップ)

当市に大きな影響を及ぼす地震は、「南海トラフ地震」による被害が想定される。洲本川を中心とした地域では最大2.78m、由良地区では最大で2.85mの津波が到達すると予測されている。

(その他)

市内の洲本川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風第23号において、大雨・洪水・土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害も甚大となった。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,788人
- ・ 商工会議所会員数 1,039人

【内訳】

	業種	商工業者数	会員数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	188	142	市内に広く分散している
	製造業	147	110	市内に広く分散している
	卸売・小売業	492	252	市内に広く分散している
	宿泊・飲食業	289	126	宿泊業は洲本温泉・小路谷、 飲食業は特に中心市街地に立地
	サービス業・その他	672	409	市内に広く分散している
	総計		1,788	1,039

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- 2) 当商工会議所の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・洲本市が実施する防災訓練への参加及び協力

II. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

また、保険・共済に関する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

更には、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、一斉休業や営業停止措置を取らざるを得ない「感染症リスク」が、新たに対応すべき課題として認識されており、手洗い・マスク着用等予防行動、および体調不良者を出社させないルール作りの推奨、マスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンスとしての保険の必要性の周知等、感染症リスクにも対応した支援体制を構築する必要がある。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,788	1,487	R4	20	20
		R5	20	20
		R6	20	20
		R7	20	20
		R8	20	20

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～ 令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前に準備しておく。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 広報誌や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

① BCP取組状況の確認（年1回）

令和4年度の洲本商工会議所会員全件訪問にて、聞き取り調査を行う

② 巡回経営指導時に施策を紹介

（まずは会員企業から、2年目から会員企業以外に紹介していくことを検討する）

③ BCP策定セミナー1回/年

④ リスクの高い地区を中心に施策普及を行う

2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当所は、令和4年3月までに事業継続計画を作成予定

3) 関係団体との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示を依頼する

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 洲本市事業継続力支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード8～9クラスの地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後12時間以内に職員の安否報告を行う。
- (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身まず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な災害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
3週間～3カ月	1日に1回共有する
3カ月以降	2日に1回共有する

<3. 災害時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の程度や迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

【具体的な仕組み】

- ・地区担当職員を決め、各地区の役員・議員に近隣の被害状況を聞き取る等し、被災した事業所に連絡、場合によっては訪問を行い、個別の被害状況を調査する。同時に、会員から寄せられた被害に関する情報とあわせて、「被害報告書」に取りまとめる等し、速やかに市に報告する。

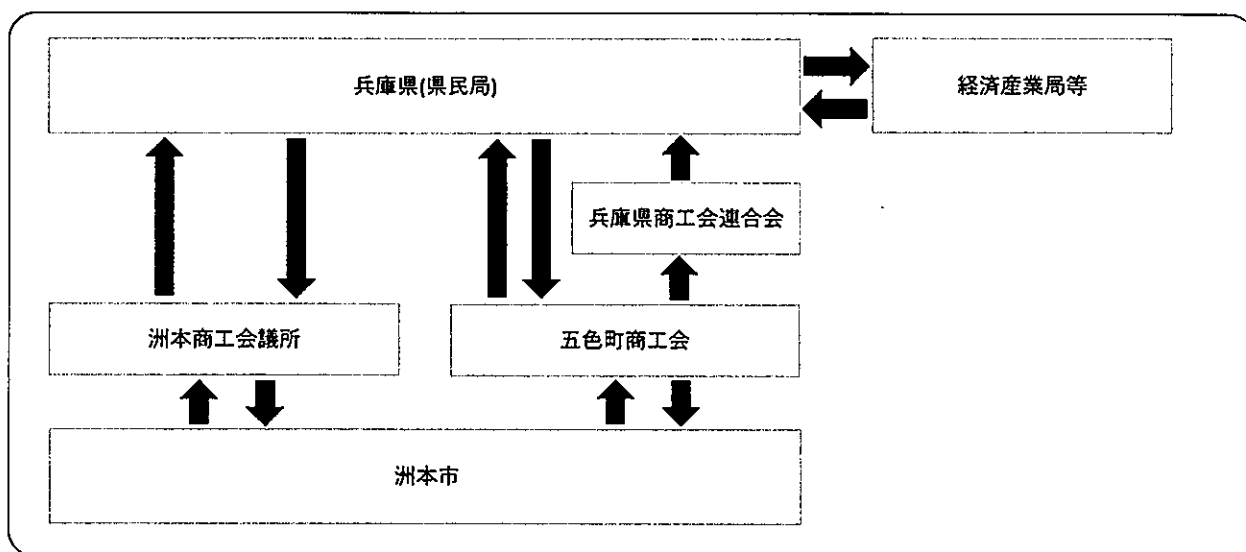
- ・被害の実態 物的被害：被害場所・被害額・被害の程度・復旧の見込み等

人的被害：被災者・被災の状況等

・指示命令系統・連絡体制

事務局長指示⇒各職員による巡回や電話での情報収集⇒事務局長とりまとめ⇒報告

- ・大規模災害の際には、必要に応じて島内3商工会（淡路市・南あわじ市・五色町）や明石商工会議所・神戸商工会議所に応援を要請することが出来るよう、事前に確認しておく。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県（窓口は県民局）へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、洲本市と相談する（当所は、国から依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

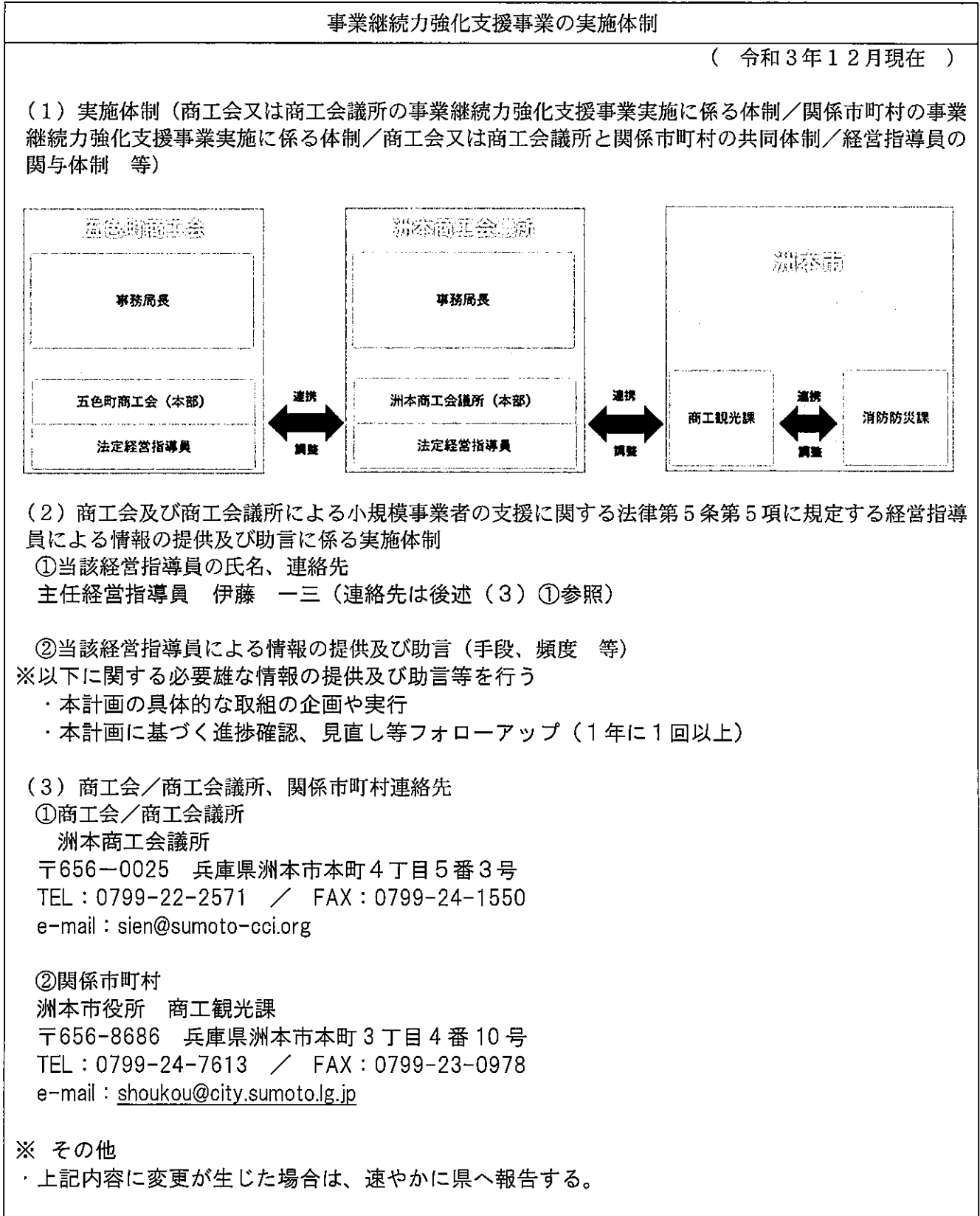
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	300	300	300	300	300
・ パンプ、チラシ制作費	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、洲本市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

